

運転免許更新業務の再開に伴う運転者証及び事業者乗務証の更新手続きについて

東京都における新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、警視庁では運転免許試験場等における運転免許更新業務を6月1日から段階的に再開しました。

※ 現時点での更新できる方の要件がありますので警視庁等のホームページをご確認下さい。

これに伴い、運転免許証の更新手続きを行った方につきましては、運転者証及び事業者乗務証の記載事項の訂正（運転免許の有効期限の変更）の申請書を提出し訂正を受けてください。

なお、運転免許証の有効期限の延長手続きを行った方につきましては、運転者証及び事業者乗務証の有効期限の変更手続きを、引き続き延長シールで対応いたします。

運転免許更新手続き再開後における、登録課業務は混雑が予想されます。

このため、更なる感染拡大防止のため、受付人数を制限する場合がありますので予めご承知ください。

【問合せ先 登録課：03-3648-5561】